Ⅲ　損益外減損損失相当額			817,466,185
Ⅳ　引当外賞与見積額			△ 27,823,429
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			571,024,381
Ⅵ　機会費用			
国有財産無償使用の機会費用	645,193,161		
政府出資等の機会費用	1,818,475,237		2,463,668,398
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 769,485,800
Ⅷ　行政サービス実施コスト			197,212,658,834

注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

主たる業務である研究開発関連業務については費用進行基準を採用しておりますが、これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することについて、研究開発に係る業務と費用の対応関係が必ずしも明らかでない理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

２．減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物	４～47年
構築物	15～44年
機械及び装置	３～８年
車両運搬具	４～６年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　退職給付引当金

退職給付引当金を計上する場合は役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職一時金について運営費交付金により財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び厚生年金基金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑷　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）により評価しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による低価法により評価しております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年３月末利回りを参考に1.340％で計算しております。

⑵　国又は地方公共団体の財産の無償貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

⑶　国からの出向職員の機会費用

引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員に係る見積額が含まれております。

国からの出向職員に係る見積額	88,782,200円

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表注記

１．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	241,450,877円
２．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	8,336,411,945円